

平成30年(フ)第3220号

決 定

東京都中央区銀座一丁目7番10号
債務者(破産者) 株式会社スマートデイズ
代表者代表取締役 赤間 健太

主 文

債務者株式会社スマートデイズについて破産手続を開始する。

理 由

一件記録によれば、債務者が支払不能の状態にあることが認められる。
よって、主文のとおり決定する。
なお、この決定に併せて、下記のとおり定める。

記

- 破産管財人 東京都港区西麻布3-22-10 破産者株式会社スマートデイズ破産管財人室
弁護士 清水 祐介
- 債権届出期間 平成30年8月31日まで
- 財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集会の各期日 平成31年2月19日午後2時
- 債権調査期日 平成31年2月19日午後2時

平成30年5月15日午後5時

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 永 谷 典 雄

裁判官 上 拂 大 作

裁判官 佐 野 尚 也

これは正本である。

平成30年5月15日

東京地方裁判所民事第20部

裁判所書記官 鈴木 亜紀子

